

監査基準報告書 570「継続企業」の改正について

2025年7月17日

日本公認会計士協会

新	旧
監査基準報告書 570	監査基準報告書 570
継続企業	継続企業
2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2020年4月9日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 改正 2024年9月26日 最終改正 2025年7月17日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第27号)	2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2020年4月9日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 最終改正 2024年9月26日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第27号)
《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)	《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)
《II 要求事項》 (省 略)	《II 要求事項》 (省 略)
《III 適用指針》 (省 略)	《III 適用指針》 (省 略)
《IV 適用》 (省 略)	《IV 適用》 (省 略)
以 上	以 上
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） ・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：付録1） － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） （修正箇所：付録1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） ・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：付録1） － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） （修正箇所：付録1）

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） 本報告書（2025年7月17日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） 	<ul style="list-style-type: none"> 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正）
<p>《付録 継続企業の前提に関する監査報告書の文例》（A28項、A30項及びA31項参照） （省略）</p> <p>《文例1》重要な不確実性が認められ、財務諸表において注記が適切になされている場合における無 限定適正意見の監査報告書 （省略）</p>	<p>《付録 継続企業の前提に関する監査報告書の文例》（A28項、A30項及びA31項参照） （省略）</p> <p>《文例1》重要な不確実性が認められ、財務諸表において注記が適切になされている場合における無 限定適正意見の監査報告書 （省略）</p>
<p style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p><財務諸表監査>（注1） （省略）</p> <p>監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行 った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載 されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（<u>社会的影響度の高い事業体 の財務諸表監査に適用される規定を含む。</u>）に従って、会社から独立しており、また、監査人と してのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手したと判断している。 （省略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p><財務諸表監査>（注1） （省略）</p> <p>監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行 った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載 されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立して おり、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の 基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 （省略）</p>
<p>《文例2》重要な不確実性が認められるものの不十分な注記がなされていることにより財務諸表に重 要な虚偽表示がある場合における限定付適正意見の監査報告書 （省略）</p>	<p>《文例2》重要な不確実性が認められるものの不十分な注記がなされていることにより財務諸表に重 要な虚偽表示がある場合における限定付適正意見の監査報告書 （省略）</p>
<p style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p><財務諸表監査>（注1） （省略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p><財務諸表監査>（注1） （省略）</p>

新	旧
<p>限定付適正意見の根拠</p> <p>継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、×年4月1日から×年3月31日までの事業年度に純損失××百万円を計上しており、×年3月31日現在において〇〇百万円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されているが、・・・・・・・・・・という状況が存在しており、財務諸表には当該事実が十分に注記されていない。この影響は・・・・・・・・・・である（注4）。したがって、財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（<u>社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。</u>）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>限定付適正意見の根拠</p> <p>継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、×年4月1日から×年3月31日までの事業年度に純損失××百万円を計上しており、×年3月31日現在において〇〇百万円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されているが、・・・・・・・・・・という状況が存在しており、財務諸表には当該事実が十分に注記されていない。この影響は・・・・・・・・・・である（注4）。したがって、財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>
<p>《文例3》重要な不確実性が認められ、当該不確実性について要求される注記が財務諸表に行われていない場合における不適正意見の監査報告書</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>《文例3》重要な不確実性が認められ、当該不確実性について要求される注記が財務諸表に行われていない場合における不適正意見の監査報告書</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>
<p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p><財務諸表監査>（注1）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>不適正意見の根拠</p> <p>×年3月31日現在において会社は債務超過の状況であり、また、一年以内償還予定の社債が〇〇百万円あり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該社債を償還するための資金調達が目途が立っていないため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるが、財務諸表には、当該事実が何ら注記されていない。</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（<u>社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。</u>）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p><財務諸表監査>（注1）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>不適正意見の根拠</p> <p>×年3月31日現在において会社は債務超過の状況であり、また、一年以内償還予定の社債が〇〇百万円あり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該社債を償還するための資金調達が目途が立っていないため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるが、財務諸表には、当該事実が何ら注記されていない。</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>

新	旧
<p>《文例4》継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない判断されているが、継続企業の前提により財務諸表が作成されている場合における不適正意見の監査報告書 (省略)</p> <p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p><財務諸表監査> (注1) (省略)</p> <p>不適正意見の根拠 会社は返済期日が×年×月×日に到来する借入金について返済不能となり、×年×月×日に自己破産の申立てを〇〇裁判所に行った。このような状況にもかかわらず上記の財務諸表は、継続企業を前提として作成されている。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 (省略)</p> <p style="text-align: right;">(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>《文例4》継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない判断されているが、継続企業の前提により財務諸表が作成されている場合における不適正意見の監査報告書 (省略)</p> <p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p><財務諸表監査> (注1) (省略)</p> <p>不適正意見の根拠 会社は返済期日が×年×月×日に到来する借入金について返済不能となり、×年×月×日に自己破産の申立てを〇〇裁判所に行った。このような状況にもかかわらず上記の財務諸表は、継続企業を前提として作成されている。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 (省略)</p> <p style="text-align: right;">(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
以上	以上